

**ごみ収集車の  
火災事故が  
発生しています！**

ごみ収集車で「金属類ごみ」を収集する際、収集したガスボンベなどのスプレー缶内にある残留ガスに火花が引火し、火災になることがあります。



ガスボンベやスプレー缶などは、必ず中身を使い切り、専用器具などを使い風通しの良いところで穴を開けてから「金属類ごみ」の収集日に出してください。

**【お問い合わせ先】**

市環境衛生センター（芝生町花谷3番地）

☎ 32・8290 / FAX 32・8295

Mail: eiseicenter@city.komatsushima.tokushima.jp

## 国民年金保険料を納めることが困難なときは 免除・納付猶予制度をご利用ください

平成27年度の国民年金保険料は **月額15,590円** ですが、経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合は、申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

※所得審査対象者の方で、退職(失業)された方は、失業日の翌々年6月分までは所得状況を除外して審査が行われます。(雇用保険受給資格者証、離職票などの写しが必要です。)

### ① 免除(全額免除・一部免除)申請

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が全額免除または一部免除されます。

免除の種類(月々の保険料)	所得基準の目安	老齢基礎年金額
全額免除	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円	1/2 が反映
3/4 免除 (3,900円)	78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等	5/8 が反映
半額免除 (7,800円)	118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等	3/4 が反映
1/4 免除 (11,690円)	158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等	7/8 が反映

### ② 若年者納付猶予申請

30歳未満の方で本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。

### ③ 学生納付特例申請

学生で本人の前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。

※学生証(コピーでも可)をご提示ください。

### ◆ 保険料の追納 ◆

保険料の免除や納付猶予の承認を受けた期間は、10年以内であれば後から保険料を納めること(追納)ができます。

※承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納すると、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

### お問い合わせ・申請先

市健康増進課年金担当  
(市役所1階③番窓口)

☎ 32・4120

FAX 35・0173

Mail: kenkouzoushin@city.

komatsushima.tokushima.jp

